

平成17・18年度建設工事入札参加資格審査申請書の追加受付について

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）（以下「要項」という。）に基づき、平成17・18年度に茨城県が発注する建設工事の入札参加資格に関する追加の審査申請書を下記のとおり受け付けます。

記

1 対象者

平成17・18年度に県が発注する建設工事の入札に参加を希望する者（一部業種の追加希望を含む）で追加受付の申請の1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査結果通知書を所持する者。

ただし、既に入札参加資格を認められて名簿に登録されている者は、今回の申請は不要です。

2 申請日・有効期間

	申請日	有効期間
1	18年7月7日（金）	18年9月1日～19年5月31日
2	18年10月6日（金）	18年12月1日～19年5月31日
3	19年1月5日（金）	19年3月1日～19年5月31日

各提出日の午前9時30分から午前11時45分、午後1時15分から午後4時まで

3 申請書受付場所

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県庁舎 11階 「経営事項審査会場」

4 申請資格

建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受けていない、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている、銀行取引停止を受けている、茨城県の県税（消費税及び地方消費税を含む。）に未納があることなど、要項第3条に該当する者は資格審査を受けることができません。

また、次項5の審査基準日の経営事項審査を受けていない者又はその有効期間が経過している者についても資格審査を受けることができません。

5 資格審査の基準日

申請日の直前の決算日とする。ただし、申請日において、申請日の直前の決算日が当該申請日の前7月以内で、当該決算日に係る経営事項審査を完了していない場合は、当該決算日前1年以内の直近の決算日を基準日とすることができます。

6 資格審査結果の決定

審査の結果、入札参加資格を決定した者には、「建設工事入札参加資格決定通知書」により個別に通知するとともに、入札参加資格者名簿に登録します。

なお、入札参加資格者名簿に登録された入札参加資格業種、客観点数、主観点数（内訳を含む。）及びそれらの合計点数、格付け等級並びに順位を閲覧及びインターネットにより公表しますので、事前に了承のうえ申請されるようお願いいたします。

7 申請用紙販売先等

(1) 申請用紙は、次の機関の本部及び支部で販売します。

(社)茨城県建設業協会 茨城県水戸市大町3-1-22 TEL 029-221-5126

(2) インターネットによるダウンロードサービスも実施します。

茨城県ホームページ 申請・届出様式ダウンロードサービス 土木部監理課

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/s08.htm>

8 当日申請する書類

次の書類を、(1)から(12)までは、綴り穴を空けて、綴りひも又はホチキス等で綴じて、(13)建設工事入札参加資格調書から(16)返信用封筒までは綴じ込まないで提出してください。

なお、申請書類は、入札参加資格が認められない場合であっても返却はしませんので、予め了承願います。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）
- (2) 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- (3) 総合評定値通知書又は経営事項審査完了票の写し
 ※建設工事入札参加資格調書に記載した「審査基準日」に対応するもの
 ※総合評定値通知書に総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。
- (4) 建設業労働災害防止協会加入証明書（加入者に限る。写しでも可。）
- (5) ほ装工事に係る技術職員資格調書（様式第3号）（ほ装工事を申請する者に限る。）
 ※下表左欄に掲げる有資格者全員分の資格者証又は合格証明書の写し及び常勤性を確認できる書類（健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所の受付日が申請日直近のものであること。）の写し等）を添付してください。
 ただし、県外建設業者にあつては、下表右欄のいずれかを満たす最少の人数分の資格者証又は合格証明書の写し及び常勤性を確認できる書類（健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所の受付日が申請日直近のものであること。）の写し等）を添付してください。

一級舗装施工管理技術者	1名以上
二級舗装施工管理技術者	2名以上
一級建設機械施工技士	1名以上
二級建設機械施工技士のうち第三種、第四種又は第五種	1名以上

※平成17年度に実施した1級（2級）舗装施工管理技術者資格試験の合格者に限り、合格通知書の写しの提出をもって資格者証に代えることができます。

- (6) 茨城県土木部が発行したアスファルトコンクリート合材混合所の指定に係る承認書又は変更承認書等の写し（ほ装工事を申請する者のうち当該施設を所有している者に限る。）
- (7) 障害者雇用状況調書（様式第4号）（県内業者で、障害者を雇用している者に限る。障害者雇用促進法施行規則第8条の規定に基づき当該雇用状況を報告した者は障害者雇用状況報告書（管轄公共職業安定所の確認印を受けたもの）の写し、同法施行規則に基づく報告をしていない者は身体障害者手帳等及び常勤性を確認できる書類を添付してください。）
- (8) ISO認証取得に係る登録証及び付属書の写し（県内業者で、当該認証を取得している者に限る。）
- (9) 建設工事入札参加資格地位承継承認通知書の写し（県内業者で、平成15年12月24日以降に合併又は営業譲渡をした履歴のある者に限る。）
- (10) 登記簿謄本の写し（すべての構成員が県内業者である協業組合を平成16年10月29日以降に設立した者に限る。）
- (11) 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（様式第2号A4たてサイズ）（申請日以前1ヶ月以内の証明日のもの。原本に限る。）
 ただし、県外建設業者のうち茨城県に対し納税義務のない者は、税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3号）（申請日以前1ヶ月以内の証明日のもの。原本に限る。）
- (12) 建設業許可申請書様式第一号別表の写し又は営業所一覧表等（茨城県内の営業所が建設業法に基づく営業所であることを確認できるもの。）（県内業者は不要）
- (13) 建設工事入札参加資格調書（様式第2号）（県内業者は、様式第2号の2も併せて提出すること。）
- (14) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）（申請時点においてすでに総合評定値通知書等に記載された商号又は名称、所在地等に異同のある者に限る。）
- (15) 委任状（電子入札用）（本県の電子入札システムに代表者以外の名義のICカードで登録している者に限る。）
- (16) 返信用封筒1枚（定型、80円切手貼付、会社宛名記入、平成19・20年度の定期受付案内の送付を希望する者のみ提出してください。）

80円 切手	□□□□□□□□		
平成 19 ・ 20 年度 定期 受付 案内 用	会 社 名 御 中	所 在 地	

建設業担当ホームページ

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm